

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第235号

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人介護支援センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

本則第4号を削り、本則第5号を本則第4号とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)